



2026 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ リ ジ ン

代表者名 代表取締役社長 CEO 稲葉 英樹
(コード：6513 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役上席執行役員 CHRO 佐藤 好生
管理部長

TEL (048-755-9011)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針策（買収への対応方針）の継続について

当社は、当初 2008 年 3 月 24 日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では 2023 年 6 月 29 日開催の当社第 122 期定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2026 年 6 月開催予定の第 125 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第 118 条第 3 号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお知らせいたします。

また、本プランへの継続につきましては、当社監査等委員 3 名（うち社外取締役 2 名）および監査等委員である取締役以外の社外取締役 1 名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、2026 年 3 月 31 日現在の当社株式の状況は、別紙 1 のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされていません。

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引

が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するのではなく、当該買付等に応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記1の基本方針の実現に資するものと考えております。

(1) 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となろう
- ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となろう
- ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となろう
- ・新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

(2) サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、サステナビリティに関わる取り組みの意思決定機関として、取締役会の監督のもと、代表取締役社長を最高推進責任者とし、業務執行取締役及び事業部門の責任者である執行役員等によって構成されるサステナビリティ委員会を設置しています。関連する方針の決定や、マテリアリティの取り組み状況の進捗管理、各種施策の審議等の役割を担っております。

また、経営理念、当社グループ行動憲章を基本的な考え方として、「気候変動など地球環境問題

への配慮」、「人権の尊重、従業員の健康・働く環境への配慮や公正・適切な処遇」、「お取引先との公正・適正な取引」、に取り組むことを謳ったサステナビリティ方針を策定しております。製品・サービスの提供を通じて社会的課題を解決することで、持続的な社会づくりに貢献し、企業価値向上に努めていくことが責務と認識しています。「社会課題の解決と当社グループの持続的成長（新技術、新事業へのチャレンジによる価値創造）」、「ガバナンス強化（リスクマネジメント、コンプライアンス）」、「人権啓発の推進と人材育成」、「製品の安全と品質」、「環境保全（気候変動問題への対処、CO2 排出量削減）」の5つのマテリアリティを抽出し、PDCA サイクルを回すことで取り組みを推進しております。

特に気候変動については、当社グループは、2021 年に「2050 年のカーボンニュートラルへの貢献に向けて、2030 年に自社分（国内事業所）の CO2 排出量を 50%削減（2015 年基準）するとともに、サプライチェーン全体での CO2 排出量削減に取り組みます。また、社会全体の CO2 排出量削減に向け、メカニカルな機構で機能する機構部品への代替提案も進めていきます。」との目標を定め、全社を挙げて CO2 排出量削減に取り組んでおります。

サプライチェーン全体の CO2 排出量については、Scope3 の CO2 排出量算定を行い、影響度の大きなカテゴリの削減に向け、製品使用時、加工時に CO2 排出量の少ない新技術・新製品開発に継続的に取り組むとともに、調達パートナーに対しても CO2 排出量削減への協力を要請してまいります。

（3）コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取り組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取り組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016 年 6 月開催の第 115 期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は監査等委員でない取締役 5 名（うち社外取締役 1 名）と監査等委員である取締役 3 名（うち社外取締役 2 名）の計 8 名で構成されております。なお、社外取締役 3 名は、いずれも東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

また、社内取締役 2 名と社外取締役 3 名で構成される「指名・報酬委員会」を設置し、取締役および執行役員の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

その他、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、健康経営推進委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

3. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み）

（１）本プランの目的

本プランは、上記１．に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランのフロー概要につきましては、別紙２をご参照ください。

（２）本プランの対象となる大規模買付行為

本プランの対象となる「大規模買付行為」とは、

- ① 特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為、または、
- ③ 上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又はまたは当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注４）を樹立するあらゆる行為（注５）（ただ但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。）

を意味し（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

注 1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、
 - (ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。）、
 - (iii) 上記 (i) または (ii) の者の関係者（これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）または、
 - (iv) 上記 (i) ないし本 (iv) に該当する者から市場外の相対取引又はまたは東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者
- を意味します。以下、同じとします。

注 2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注 1 の (i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
 - (ii) 特定株主グループが、注 1 の (ii) 記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計
- をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 特別関係者、(ロ) 当該特定株主グループとの間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定株主グループの公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士ならびに公認会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに (ハ) 上記 (イ) または (ロ) に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株券等を譲り受けた者は、当社企業価値最大化または株主の皆様共同の利益の観点から問題ないと考える旨の独立委員会による認定がない限り、本プランにおいては当該特定株主グループの共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本プランにおいては当該特定株主グループの特別関係者とみなします。なお、各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信および四半期決算短信のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

注 3：株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等または同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下、同じとします。

注4：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙3。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

注5：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

（3）独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙4をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者（注6）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙5に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記（5）の株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注6：社外有識者とは、実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

（4）大規模買付ルールの概要

① 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の氏名または名称、および住所または所在地
- (b) 大規模買付者の設立準拠法
- (c) 大規模買付者の代表者の役職および氏名
- (d) 大規模買付者の国内連絡先
- (e) 大規模買付者の会社等の目的および事業の内容
- (f) 大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者(持株割合または出資割合上位 10 名)および実質株主(出資者)の概要
- (g) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (h) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注 7)その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)
- (i) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について開示いたします。

注 7：重要提案行為等とは、金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

② 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記(4)①(a)～(i)までの全すべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して 10 営業日(注 8)以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。以下、同じです。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の氏名および職歴、過去 10 年以内における法令違反行為の有無(それが存する場合にはその概要)、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループの内部統制システム(グループ内部統

制システムを含みます。)の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況

- (c) 大規模買付行為の目的、方法および内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、ならびに大規模買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (d) 大規模買付行為の当社株券等株式に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (e) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金調達が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的内容を含みます。)
- (f) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下、同じです。)の有無および意思連絡がある場合はその具体的内容および当該第三者の概要
- (g) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社の株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- (h) 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (i) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (j) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補(当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (k) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無および

その内容

(1) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(m) 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(n) 大規模買付行為の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性

(o) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細

(p) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと合理的に判断する場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に必要情報の提供を要請した日から起算して 60 日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。）ことがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報のすべてが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報のすべてが揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了して情報提供完了通知を行い、その旨を開示するとともに、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

注 8：営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

③ 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付者に対する情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。いずれの場合においても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大 30 日間とします。その場合、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様に対して開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

（５）大規模買付行為が実施された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を発動する講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、当社取締役会は、発動の決議を行うに際して、下記④に定める株主の意思を確認するための株主総会（本プランにおいて「株主意思確認総会」といいます。）を開催するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

（ア）株主意思確認総会の判断を踏まえた対抗措置の発動または不発動

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。当社取締役会は、仮に当該大規

模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、当社は、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為について検討した結果、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、下記(イ)の(a)から(e)のいずれかに該当する場合を除いて、対抗措置の発動または不発動の是非について、株主意思確認総会を開催します。そして、当社取締役会は、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。その手続の詳細は、下記④記載のとおりです。

(イ) 取締役会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(a)から(e)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明らかと判断される場合には、例外的に、株主意思確認総会を経ずに、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。ただし、この場合であっても、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、当社取締役会は、発動の決議を行うに際して、株主意思確認総会を開催するものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買

付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。) など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

③ 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置を発動することが適切と判断した場合、対抗措置の具体的な内容、およびその必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとしますが、原則として新株予約権の無償割当てを行うものとします。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙6に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者（別紙6第6項において定義されます。以下、同じとします。）に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

④ 株主意思確認総会

当社取締役会は、株主意思確認総会を開催する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長 60 日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要とな

る決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

⑤ 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記（４）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。一方、株主検討期間を設ける場合は、上記（４）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を「大規模買付行為待機期間」とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑥ 対抗措置発動の停止等について

上記①②に従い、当社取締役会または株主意思確認総会において、具体的な対抗措置を発動することを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示いたします。

（６）本プランが株主の皆様を与える影響等

① 大規模買付ルールが株主の皆様を与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断を

することが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記（５）において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主の皆様を与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、上記（５）①②の手續に従い、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手續をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手續は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受けるとする株主の皆様に対し、別途ご自身が非適格者に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（７）本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は 2029 年 6 月 30 日までに開催予定の当社第 128 期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

4. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

（1）買収への対応方針防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」および東京証券取引所が2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3.（1）「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

（３）株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

（４）独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記３．（５）「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

（５）デッドハンド型およびスローハンド型の買収への対応方針防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を１年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 26,600,000 株
2. 発行済株式総数 6,699,986 株
3. 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	比率(%)
オリジン取引先持株会	500	9.44%
損害保険ジャパン株式会社	376	7.08%
明治安田生命保険相互会社	302	5.70%
EUROPEAN DEPOSITARY BANK SA-DUBLIN - BUTTERMEREDEEP VALUE FUND LIMITED	283	5.34%
株式会社みずほ銀行	261	4.92%
株式会社りそな銀行	156	2.94%
オリジン従業員持株会	124	2.35%
トーア再保険株式会社	121	2.28%
島根 良明	113	2.13%
みずほ信託銀行株式会社	104	1.97%

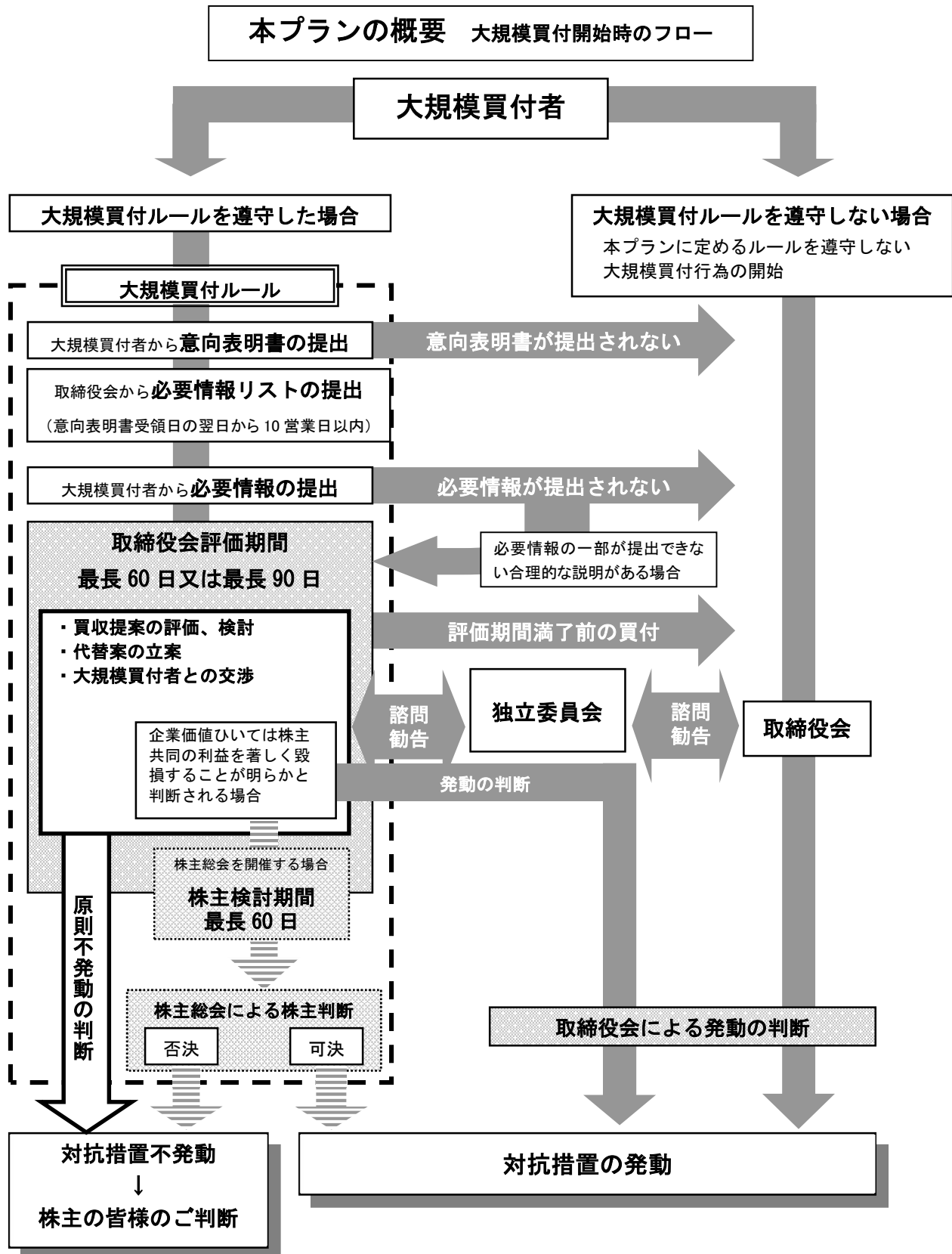
(注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。

2. 持株比率は、自己株式 (1,391,821 株) を控除して計算しております。

3. 持株比率は、小数点第 3 位以下を四捨五入しております。

4. 自己株式には、株式給付信託 (BBT) の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) が保有する当社株式 15,400 株は含んでおりません。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本プランで定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものですが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」(共同協調関係)が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとします。
 - ※ 共同協調関係が樹立されたか否かの認定に際しては、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含みます。)について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとします。
 - ※ 以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社または子会社(大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。)、大規模買付者グループの役員・主要株主を含むものとします。
1. 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、大規模買付者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか。
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社株券等取得の時期および態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか。
 5. 大規模買付者が株券等を取得している(または取得していた)他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が大規模買付者のそれと重なり合っている、または近接しているか。
 6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社(大規模買付者とともにその者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

7. 上記 5.記載の当該他の上場会社において、認定対象者および大規模買付者（ならびに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。
8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下、同じとします。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本 10. を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本 11. を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問いません。）。
13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会委員は、以下の3名を予定しております。

小池 達子（こいけ たつこ）

（1957年11月21日生）

1980年 4月 愛媛放送株式会社（現 株式会社テレビ愛媛）入社
1981年 10月 フリーアナウンサー
2011年 1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年 1月 銀座総合法律事務所入所（現任）
2018年 7月 アゼアス株式会社補欠監査役（社外）（現任）
2019年 6月 当社取締役（社外）（現任）
2021年 6月 三浦工業株式会社取締役監査等委員（社外）（現任）
2022年 6月 住友理工株式会社監査役（社外）

千代延 郁男（ちよのべ いくお）

（1962年11月17日生）

1985年 4月 日本火災海上保険株式会社入社
2009年 8月 そんぽ24損害保険株式会社取締役執行役員経営企画部長
2013年 4月 そんぽ24損害保険株式会社取締役常務執行役員経営企画部長
2014年 4月 そんぽ24損害保険株式会社経営企画部長・人事総務部長
2015年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社執行役員三重支店長
2021年 6月 中央日本土地建物グループ株式会社社外取締役
中央日本土地建物株式会社社外取締役
2022年 6月 常陽トータルサービス株式会社取締役（社外）（現任）
2022年 6月 当社取締役監査等委員（社外）（現任）

安藤 儀博（あんどう よしひろ）

（1961年7月23日生）

1984年 4月 安田生命保険相互会社入社
2002年 6月 安田生命労働組合中央執行委員長
2005年 4月 明治安田生命保険相互会社職域開拓推進部法人開拓推進グループマネジャー
2012年 4月 福岡商事株式会社取締役フィナンシャルプランニング室長
2014年 4月 明治安田生命保険相互会社内部監査部内部監査役
2018年 4月 明治安田生命保険相互会社人事部審議役
2024年 4月 明治安田収納ビジネスサービス株式会社リスク管理・コンプライアンス部長（現任）

注１：上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

注２：上記、小池 達子氏、千代延 郁男氏は現在、当社の社外取締役であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、小池 達子氏、千代延 郁男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同選任議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

注３：上記、安藤 儀博氏は、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として就任する予定です。また、同選任議案が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に株式を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(a) 非適格者が保有する新株予約権（実質的に保有するものを含む。）は、行使することができない。

「非適格者」とは以下のいずれかに該当する者をいう。

(i) 大規模買付者

(ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項）

(iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）

(iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受けまたは承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」

の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案される。

- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記 6 (a) の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記 6 (a) の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料および法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができる。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではない。
- (d) 上記 6 (c) の条件の充足の確認は、上記 6 (b) に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとする。

7. 取得条件

- (a) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で、上記 6 (a) および (b) の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記 6 (c) に該当する者が保有する新株予約権を含む。下記 (b) において「行使適格新株予約権」という。）について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができる。
- (b) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る当該新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件および取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとする。以下、当該新株予約権を「第 2 新株予約権」といいます。）を対価として取得することができる。

(i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第 2 新株予約権につき、第 2 新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が 20% または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ、行使することができる。

- (x) 大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回し、かつ、その後大規模買付行為を実施しないことを誓約した場合であること。
- (y) (α) 大規模買付者の議決権割合（ただし、本 (i) において、議決権割合の計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する

第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定する。)として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、
(β)大規模買付者の議決権割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株券等を市場内取引を通じて処分し、かつ、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権(ただし、行使条件が充足されていないものに限る。)を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

(C) 新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記6(b)に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとする。なお、当社は、新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 資本金および準備金に関する事項

新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとする。

10. 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができる。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

以 上